



ジェロントロジー ジャーナル

終身年金の憂鬱

経済調査部門 常務取締役理事 明田 裕
e-mail : aketa@nli-research.co.jp

1——支給開始年齢を繰り下げても支給期間は短くならない

長い時間をかけて、厚生年金の支給開始年齢の60歳から65歳への繰り下げが進められている。2000年にスタートし10年を経過したところであるが、男性については、基礎年金部分の繰り下げがほぼ完了し、報酬比例部分の繰り下げが2013年から始まるのを待つという、いわば折り返し点にある。男性より5年遅れでスタートした女性の支給開始年齢の繰り下げは、基礎年金部分の繰り下げが62歳に達したところであり、男女を合わせた全体としては、進捗率は3割といったところであろう。繰り下げが完了するのは2030年。実に30年をかけての移行である。

しかしながら、これによって厚生年金の支給期間が5年短くなるということではない。厚生年金の支給は終身年金であるため、平均支給期間は支給開始年齢時点の平均余命に近いと考えられるが、近年の長寿化の進行による平均余命の伸びが5年間の繰り下げの効果を上回りかねない勢いである。別表に60歳と65歳の平均余命の推移を示したが、繰り下げがスタートした2000年の60歳の平均余命（B）と、繰り下げが完了する2030年の65歳の平均余命（C）を比べると、支給期間の短縮効果は1年弱に過ぎない。実は、支給開始年齢を60歳から65歳へ繰り下げる法案が最初に国会に提出されたのは1989年のことであり、その当時の60歳の平均余命（A）と2030年の65歳の平均余命（C）を比べると、支給期間は1年前後延びてしまう計算になる。この表からは、1970年代前半（年金制度の整備が進み「福祉元年」といわれた時代）の60歳の平均余命を（C）が5年程度上回ることも読みとれる。

平均余命の推移

(年)

| | | 1970年 | 1980年 | 1990年 | 2000年 | 2008年 | 2030年 |
|----|-----|-------|-------|---------|---------|-------|---------|
| 男性 | 60歳 | 15.9 | 18.3 | 20.0(A) | 21.4(B) | 22.6 | |
| | 65歳 | 12.5 | 14.6 | 16.2 | 17.5 | 18.6 | 20.7(C) |
| 女性 | 60歳 | 19.3 | 21.9 | 24.4(A) | 26.9(B) | 28.1 | |
| | 65歳 | 15.3 | 17.7 | 20.0 | 22.4 | 23.6 | 25.8(C) |

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2010年版)」。2030年は推計値。

2—避けて通れない支給開始年齢の更なる繰り下げ

何歳まで生きるかは誰にも分からない中で、生涯にわたって生活資金を給付する終身年金の仕組みは人類の叡智の賜物であるが、長寿化の進行は火の車の年金財政に油を注ぐ。それを改善し、公的年金制度をサステナブルなものにしていくには、①支給開始年齢の更なる繰り下げ、②年金額の引き下げ、③保険料負担の引き上げ、④国庫負担の引き上げを組み合わせるしかない。2004年の年金制度改正では、②「マクロ経済スライド」の仕組みの導入により毎年0.9%程度年金水準の引き上げを抑制（2020年代前半に所得代替率を改正時点の8割強の水準で均衡させることが目処）、③厚生年金の保険料率を2017年18.3%まで段階的に引き上げその後固定、④国庫負担を基礎年金の1/3から1/2に引き上げ、という政策ミックスがとられた訳だが、②のマクロ経済スライドについては、その後の経済の低迷、物価の下落を受けて、一度も発動されないまま現在に至っている。

早晚、年金財政の更なる見直しは避けられないだろうし、政権与党である民主党の主張する年金制度の一元化や消費税を財源とする最低保障年金の導入など制度の根幹に関わる改正も検討されようが、筆者は、上記①支給開始年齢の更なる繰り下げは避けて通れないと考える。

既に米国（67歳）、英国（68歳）、ドイツ（67歳）では、支給開始年齢の67歳以降への繰り下げが決定されスケジュール化されているが、これらの国々とわが国の平均寿命の差を考えれば、わが国では70歳程度までの繰り下げが求められるのかもしれない。

3—私的年金を活用した自助努力支援策

いずれにせよ、今後の長寿化の更なる進行により一定年齢（たとえば60歳）以降の必要生活資金が増加する一方で、それを賄う公的年金給付の減少は避けられず、家計は何らかの形でその差額をファイナンスする必要がある。そのための政策支援としては、A. 高齢者への魅力ある就業機会提供の拡大、B. リバースモーゲージの普及など実物資産活用の促進、C. 自助努力での資金準備の支援、などがあるだろうが、ここでは、C. について考えてみたい。

公的年金の年金額の減少を補うべく民間の保険会社が終身年金を提供することはなかなか難しい。保険会社は多くの加入者を集めることによってリスクを集積・分散し、早死にした人から長生きする人に所得を移転することはできるが、社会全体として長寿化が進み支給額が増大するというリスクは引き受けきれないからだ。安全を見込んで想定よりかなり低めに予定死亡率を設定するというのが教科書どおりの対応だが、掛け金が高くなりすぎて消費者が購入しにくくなってしまう。

荒唐無稽のそしりをうけるかもしれないが、公的年金の支給開始年齢は（周到な経過措置をとった上で）思い切って75歳前後まで引き上げ、それまでの間の生活資金は私的年金の形で自助努力で準備してもらおうというのも一法ではなかろうか。その際、可処分所得の伸び悩みが見込まれる中で自助努力を推進・支援するため、英国などに見られるような取組、すなわち公的年金の保険料は税制上の所得控除の対象とせず、自助努力部分について大きな所得控除枠（私的年金個人拠出保険料の年間控除枠は所得の100%と3600ポンド（約50万円）の高い方）を設けることも検討の価値があろう。